

23動検第641号

平成23年9月13日

社団法人全国旅行業協会長 殿

農林水産省 動物検疫所長



家畜伝染病予防法の改正に伴う空港及び海港における水際検疫強化（入国者への質問等）について（協力の要請）

日頃より、動物検疫業務に対し御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号、本年4月4日公布）が本年10月1日から施行され、改正後の家畜伝染病予防法第46条の2及び3に基づき入国者に対し海外での家畜との接触歴などについて質問を行い、必要に応じて入国者の携帯品の検査及び消毒を実施することとなります。

このため、動物検疫所では当面の実施体制を別紙のとおりとして、口蹄疫又はアフリカ豚コレラ発生国（参考1）から直接日本に到着する入国者に対し、機（船）内アナウンス・飛行機（港）内アナウンス等による質問及び質問票（参考2）の配布・回収を行いたいと考えておりますので、御了知の上、貴会会員に周知下さいますようお願いいたします。